

広島市立基町高等学校の生徒等制作ボランティアと
被爆体験証言者との共同制作による「原爆の絵」の原画貸出要綱

（総則）

第1条 この要綱は、公益財団法人広島平和文化センター（以下「貸主」という。）が、広島市立基町高等学校の生徒等制作ボランティアと被爆体験証言者との共同制作による「原爆の絵」の原画（以下「絵」という。）を貸し出すに当たり、必要な事項を定める。
（貸出しの趣旨等）

第2条 絵の貸出しは、原爆被害の実相の理解促進、核兵器廃絶及び世界恒久平和の実現を図ることを目的として行う。

2 絵の貸出しは、絵の適切な保存及び管理の妨げにならない範囲で行う。
（本要綱の遵守）

第3条 借主（絵の貸出しの承認を受けようとする者を含む。以下同じ。）は、絵の借受けに当たり、この要綱に定める全ての事項を遵守すること。

（絵の取扱）

第4条 借主は、第2条に掲げる趣旨等を理解し、二度と同じ絵を制作することはできないという認識の下、絵を棄損、汚損若しくは亡失し、又は盗難等に遭うことのないよう常に細心かつ善良なる注意をもって取り扱わなければならない。

（貸出申請）

第5条 借主は、絵を借り受けるに当たり、貸出申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、開催しようとする展示会等又は制作しようとする番組等の概要が分かる書類を添えて貸主に提出すること。

2 前項の貸出申請書の提出は、原則として、借り受けようとする日（広島平和記念資料館から絵を搬出する日のことをいう。）から30日前までに行うこと。

（貸出しの承認）

第6条 貸主は、前条の貸出申請書を受領した後、絵の使用用途、使用環境、輸送業者等必要な情報を借主から聞き取り、これらを踏まえて申請内容を総合的に審査し、貸出しの可否及び貸出点数を決定する。

2 貸主は、貸出しを承認したときは、貸出承認書（別記様式第2号）により借主に通知するものとする。

（非営利目的）

第7条 絵の貸出しは、マスコミによる報道を目的とする使用を除き、原則として営利を目的としない使用に供する場合のみ行うこととし、借主は来場者等から入場料等を徴収してはならない。

2 前項の規定にもかかわらず、博物館及び美術館等において通常の入館料等を徴収する場合、又は絵を展示する空間に他に展示物がある場合で貸主が特に認める場合は、この限りでない。

(貸出料金)

第8条 絵の貸出しは、無償とする。

(費用負担)

第9条 絵の借受けに係る経費等(第10条に掲げる美術品輸送及び第11条に掲げる保険加入にかかる経費を含む。)については、全て借主の負担とする。

(美術品輸送)

第10条 絵は、全て美術品として扱うこととする。借主は、専門的技量を有する輸送業者に依頼し、空調やエアサスペンション等を設備した美術品専用車による美術品輸送を行うこと。ただし、陸送ができない場所への輸送については、専門業者による空輸も可とする。

(保険)

第11条 借主は、絵の棄損、汚損、亡失、盗難等に備え、オール・リスク担保条件の保険に加入すること。

2 前項の保険は、梱包、輸送、開梱、保管中のほか、展示期間又は番組制作期間も含めて、貸出期間中の全てを補償する内容とし、その保険契約は、貸主が別に示す評価額に基づくものとする。

(貸主への損害賠償)

第12条 借主は、借り受けた絵に棄損、汚損、亡失又は盗難等があった場合、ただちに貸主に通知し、その損害に対して、貸主に賠償すること。

2 貸主は、前項の規定にもかかわらず、絵への棄損及び汚損について、損害賠償の請求に代わって、絵の修復を求めることができる。その場合、借主は、借主の費用において、貸主が指定する専門家又は専門業者に絵を修復させること。

(第三者への損害賠償)

第13条 借主は、絵の借受けに関連して第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害を賠償しなければならないときは、借主がその賠償額を負担すること。

(貸主の免責)

第14条 貸主は、絵の貸出しに関連して借主又は第三者に及ぼした損害について、いかなる場合にもその損害賠償の責を負わない。

(日程調整)

第15条 借主は、貸主及び輸送業者とよく事前調整し、搬入出の日時及び手順を決定すること。

(絵の保護)

第16条 借主は、絵の展示に当たっては、来場者等が額に触れることのないよう、絵の前にベルトパーティションを設置するなど、絵の保護に万全を期すこと。

2 絵の展示及び保管場所は、直射日光が当たらない場所とし、高温多湿を避けること。

3 借主は、絵の盗難防止に万全を期すこと。

(報告書の提出)

第17条 借主は、絵の返却後、展示会等の写真・チラシ・報道記事等や番組ビデオ等成果物を添えて、使用報告書(別記様式第3号)を貸主に提出すること。

(第三者への譲渡等の禁止)

第18条 借主は、借り受けた絵を第三者に譲渡又は貸与することはできない。

(返却請求等)

第19条 貸主は、借主の絵の使用目的、取扱及び輸送方法等が不適切であると判断した場合、貸出しの承認や貸出期間にかかわらず、随時、貸出しを取り止め、又は借主に対して絵の即時返却を求めることができる。

2 借主は、前項に掲げる返却を求められた時は、速やかにこれに応じなければならない。

3 借主は、第1項及び第2項に掲げる取り止め又は返却により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を貸主に請求することはできない。

(要綱の適用外)

第20条 貸主は、借主が広島市立基町高等学校又は広島市のいずれかである場合に限り、上記の規定にかかわらず、この要綱の適用外とすることができる。

(補則)

第21条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて貸主と借主とが協議して、これを定める。

「原爆の絵」の美術品輸送について

広島平和記念資料館啓発課

絵は全て美術品として扱います。専門的技量を有する輸送業者に依頼し、美術品輸送を行ってください。

【評価額について】

評価額は1点当たり100,000円とします（保険については貸出要綱第11条参照）。この評価額に借り受ける点数を乗じた額を基礎に、保険料を算定してください。

【梱包について】

絵は、次のとおり梱包してください。

（参考）F15号サイズの絵が額縁に入っています。

【額入り実寸：697mm×575mm×厚さ63mm】



額ごと茶紙（クラフト紙）で包む



厚手の段ボールと緩衝材（厚さ5cm以上）で動かないように固定する



底・天も緩衝材を入れる



段ボールで蓋をする



箱にエアキャップを巻く



2箇所に紐をかけ、手運びする（台車不可）